社会保障審議会 — 福祉部会 平成19年4月20日 資料3

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」について

「人材確保指針」を取り巻く状況

(平成5年当時)

① 措置制度による運営

介護

分野

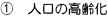
の環境の変化】

【労働環境の変化】

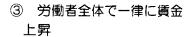
- ・サービスは、行政が決定
- ・主として低所得者を対象
- ・社会福祉法人主体
- ② 施設中心のサービス
 - ・多床室中心の集団ケア

(現在の状況)

- D・少子高齢社会の進展
- ② 介護保険制度や障害者自立支援法の施
 - ・サービスは利用者が選択
 - 対象者は低所得者に限らず普遍化
 - 民間企業等の参入
- ③ 在宅重視のサービス
 - ・ケアマネジメントの導入
- ④ 新しいサービスの進展
 - ・認知症ケア
 - ・個室・ユニットケア



② 正規雇用中心の就業形態



④ 働く女性の増加

- ① 労働力人口の減少傾向
- ② 就業形態の多様化
 - ・パート、派遣労働者、契約社員等非正 規雇用の増加
- ③ 業績・評価主義賃金の導入
- ④ 女性の就業意識の変化・子供ができても就業継続を希望する者の割合の上昇
- ⑤ 若年者を中心とした失業率の高まり

《介護·福祉サービス 従事者の状況の変化》

- ・従事者は約328万人で平成5年から4.6倍に増加
- ·介護保険事業に従事する介護職員については、非常勤職員の割合が 上昇(平成12年約35%→平成17年約42%)
- ・有効求人倍率が1. 68と高く(特に都市部)、昨今急激に伸びている
- ・離職率が約20%と高く、勤続年数も約5年と短い
- ・仕事のやりがいや給与等に不満のある従業者が多い
- ・就労していない有資格者の増加(潜在的介護福祉士約18万人)

【環境の変化を踏まえた検討の視点】

- ① 魅力ある介護・福祉労働市場を構築する ため、国・地方公共団体・事業者がどのよう な取組みを行っていくべきか。
- ② 利用者の尊厳の保持や権利擁護の視点を重視すべきではないか。
- ③ 在宅サービスにおけるマンパワーの確保や従事者の資質向上を重点的に進めていくべきではないか。
- ④ 認知症など新たな介護ニーズに対応するため、研修等による従事者の資質の向上を図るべきではないか。
- 事ャリアパスの形成やキャリアに応じた 適切な処遇の確保など、従事者がやりが いを持って働けるようにしていくべきではな いか。
- ⑥ 労働法規が遵守されるよう、労働法規の 理解・周知に努めるべきではないか。
- ⑦ 多様な人材を確保する観点から、介護・ 福祉分野における事業者の経営のあり方 を見直していく必要があるのではないか。
- ⑧ IT技術を積極的に導入するなど、できる 限り業務の省力化を進めていくべきではないか。

現行「人材確保指針」の構成(平成5年策定)

◇ 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成5年厚生省告示第116号)

【第1 就業の動向】

- 1. 就業の現況
- ※ 平成2年当時に おける介護・福祉 従事者数は、75万 人であること 等
- 2. 今後の見诵し
- ※ ゴールドプラン等 を踏まえた高齢者、 障害者、児童の各 分野における介護・ 福祉人材の将来的 な需要増の見込み

【第2 目標と課題】

- 1. 目標
- · 資質の高い人材 養成
- 魅力ある職場づくりの推進
- · 適切なサービス提 供
- 2. 取り組み
- · 生涯研修体系の 確立
- · 賃金、労働時間、 福利厚生等の改善
- ・業務体制の見直 し、業務の省力化 等を総合的に推進 等

【第3 経営者の行う措置】

- 1. 職員処遇の充実
- (1)賃金等(給与水準の確保 等)
- (2)退職金(退職手当共済への加入 等)
- (3)労働時間·休日等(週休2日制の普及等)
- (4)業務態勢·業務の省力化(マニュアル 化 等)
- (5)健康管理·福利厚生
- 2. 資質の向上
- ・ 職場内研修体制の整備 等
- 3. 就業の促進・定着化
- ・ 雇用条件の明示 等
- 4. 地域の理解と交流
 - ・ 福祉サービスに関する情報提供 等
- 5. 経営基盤の強化
- ・ 複数事業の経営の推進 等

【第4 国・地方公共団体の支援】

- 1. 職員処遇の充実
- ・給与体系、職階制整備のための技 術的援助
- ・ 業務省力化設備の整備
- ・ 福利厚生センター事業の推進 等

- 2. 養成確保・資質の向上
- ・ 生涯研修体系の確立 等
- 3. 就業の促進・定着化
- ・ 人材センターの充実 等
- 4. 社会的評価の向上
- ・ ボランティア活動の振興 等
- 5. 経営基盤の強化
- ・ 指導・助言の充実 等

(社会福祉法第90条)

- 経営者に対し、指針の内容に即した措置を 講ずる努力義務を規定。
- 経営者が、指針の内容に即した措置を講ず る者に対し、協力する努力義務を規定。

(社会福祉法第91条·第92条)

- 国・地方公共団体は、経営者に対し、指針の内容に即した措置を的確に実施するために必要な指導・助言を実施。
- 国に対し、従事者の確保等のために必要な財政上 の措置等を講ずる努力義務を規定。
- 地方公共団体に対し、従事者の確保等を促進する ために必要な措置を講ずる努力業者を規定。

現行「人材確保指針」の概要

- 1 現状と今後の見通し
 - ◎ 福祉サービスの質の向上と量的拡充のために人材確保が不可欠
 - 今後、若年労働力人口の減少が予想される中で、社会福祉分野での労働力需要は急増・ 社会福祉事業全体で平成2年現在75万人の従事者を、平成12年(2000年)には111万人程度確保する必要
- 2 社会福祉事業従事者確保の目標
- ① 専門的知識・技術と豊かな人間性を備えた資質の高い人材を早急に養成
- ② 処遇の改善等により、魅力ある職場づくりを推進し、必要な人材を確保
- ③ ①及び②により、国民の二一ズに対応した適切なサービスを提供
- 3 具体的措置

経営者は、人材確保のための措置に積極的に取り組む。これに対し、国及び地方公共団体は、措置費の改善、福祉人材センター事業の拡充、福利厚生センターの設立を始めとする支援措置を講ずる。

- ◎ 養成力の強化・従事者の資質の向上
 - ・ 介護福祉士等福祉専門職の養成力の強化
 - ・ 生涯にわたる研修体系の確立
- ◎ 職務の困難性、専門性を適切に評価した、賃金、労働時間、福利厚生等の改善
 - ・ 適切な給与水準の確保
 - ・ 週40時間労働制の実現
 - ・ 年次有給休暇の完全取得
 - ・ 夜間勤務、祝日勤務の負担軽減
- ◎ 業務体制の見直し、業務の省力化、サービスの向上
 - 夜勤、宿日直勤務のみを行う介護職員の採用
 - ・ 短時間就労、特定時間就労等従事者が受け入れやすい多様な勤務体制の整備
- ・ 福祉サービスの評価基準の確立と業務のマニュアル化、効率化
- 介護機器の活用、事務の電算化
- ◎ 就業の促進
 - 福祉人材センターを通じた、就労あっせん、人材掘り起こしの促進
 - ・ 男性の参入の促進
- ◎ 従事者の社会的評価の向上
- ◎ 社会福祉法人の経営の多角化、経営基盤の強化

(参考) 現行の人材確保等のための主な取組みの概要

1.	福祉人材センターの概要・・・・・・・・・・・・P6
2.	福利厚生センターの概要・・・・・・・・・・・・P9
3.	介護保険制度における訪問介護の特定事業所加算の概要·····P12
4.	訪問介護員等にかかる養成研修の概要P13
5.	「介護サービス情報の公表」制度の概要P16
6.	福祉サービスの第三者評価推進事業の概要·····P18
7.	平成19年度における介護労働者雇用管理改善等の関連施策について····P21

1. 福祉人材センターの概要

(設置の経緯)

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な推進等を図るため、平成3年度より3年計画で都道府県福祉人材情報センターとしてその整備を進めてきたが、福祉人材確保法において、社会福祉事業法上、新たに福祉人材センターとして法定化された。

平成5年度において、全都道府県への設置を完了するとともに、同年10月に中央福祉人材センターの設置を行ったところである。

(事業の概要)

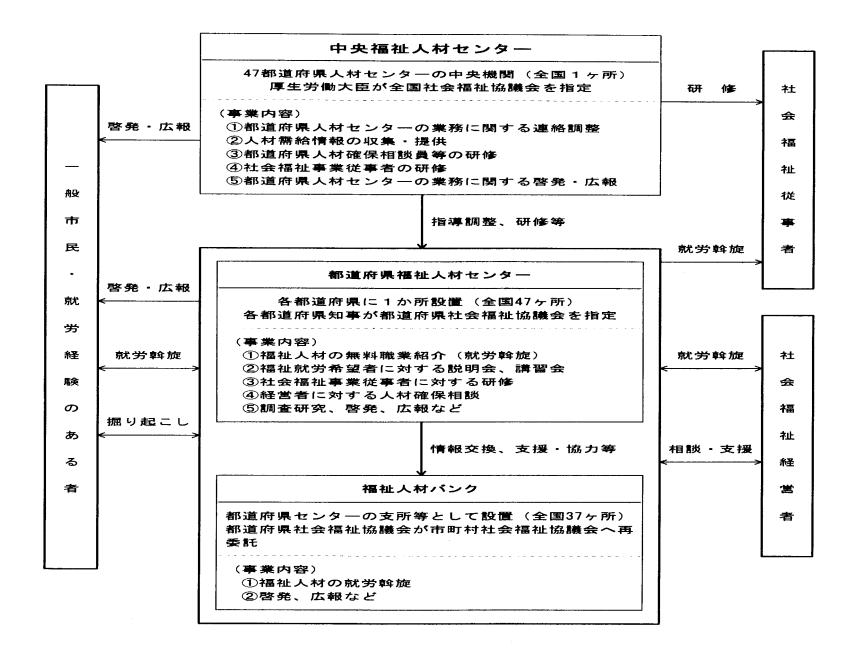
- 〇 中央福祉人材センター(根拠:社会福祉法第99条)
 - 1 実施主体 全国社会福祉協議会
 - 2 主な事業内容
 - (1)都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導
 - (2)人材需給情報の収集、提供
 - (3)都道府県人材確保相談員等の研修
 - (4)社会福祉事業従事者の研修
 - (5)啓発、広報

- 都道府県福祉人材センター(根拠:社会福祉法第93条)
 - 1 実施主体 都道府県
 - 2 事業内容
 - (1)福祉人材の無料職業紹介(就労斡旋)
 - (2)福祉就労希望者に対する説明会、講習会
 - (3)社会福祉事業従事者に対する研修
 - (4)経営者に対する人材確保相談
 - (5)福祉人材バンク事業
 - (6)調査研究、啓発・広報など

(参考)福祉人材センターを通じた求人・求職状況(平成17年度実績)

新規求人数	95,336人
新規求職者数	263,156人
求人・求職相談件数	633,374件

〇 福祉人材センターのイメージ



2. 福利厚生センターの概要

- 1 実施主体
 - 社会福祉法人 福利厚生センター(理事長 丸山 晴男)
- 2 福利厚生センターの目的

社会福祉法に基づき、社会福祉事業経営者が単独ではできない職員の福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模の利益を享受して、立ち遅れた民間社会福祉事業従 事者の福利厚生の向上を目指すものである。

- 3 社会福祉法の位置付け
 - (1)社会福祉法第102条の規定に基づき、社会福祉法人福利厚生センターを指定(平成6年 4月より)
 - (2)国は社会福祉事業従事者の確保のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない(社会福祉法第90条)
 - (3)国は、福利厚生事業の共同化を促進し、福利厚生センターの事業を推進すること(福祉人 材確保指針 第4)
- 4 主な事業内容(会費充当)
 - (1)健康支援事業
 - ア 政管健保制度を活用し、生活習慣病予防健診、人間ドック等を受診した場合に、その本 人負担分の一部を補助し、生活習慣病予防健診の受診促進を図る。
 - イ 社会福祉事業従事者の健康増進のため、スポーツクラブ等と提携して有利な条件で会員にスポーツ施設の斡旋を行う。

(2)余暇支援事業

ア 旅行業者と提携して有利な条件で会員に旅行・宿泊施設を斡旋する。

イ 会員同士の各種クラブ、サークル活動を支援する。

(3) 生活支援事業

永年勤続記念品等各種贈呈事業や物販割引、通信販売、団体保険等を行う。

(4) 啓発支援事業海外研修事業、接遇講習会等自己啓発に関する事業を実施

(5) その他

ア 会員情報誌発行

イ 会員が身近に利用できる、地域に密着した事業等を行う。

5 会員数

171,610人(平成18年3月31日現在)

6 会費

1人当たり1万円/年額(法人一括加入)